

HTT 電力を
へらす
つくる
ためる
Tokyo.Tokyo

マンション充電設備普及促進に向けた連携協議会 (令和7年度第2回)

<日時> 令和8年2月5日（木）14:00～16:00

<次第>

1. 都の取組紹介

- 令和7年度の取組・実績報告、令和8年度の補助事業の概要（環境局）
- 産業労働局の取組紹介（産業労働局）
- 住宅政策本部施策（マンション充電設備普及促進関連）（住宅政策本部）

2. 事業者・団体からの報告

- EV充電設備を導入後のマンションにおけるEV普及率について（ユビ電株式会社）
- BEVラインナップのご紹介（株式会社SUBARU）
- 新型日産リーフ 日本での普及に向けて（日産自動車株式会社）
- 令和7年度集合住宅向け電気自動車（EV）用充電設備説明会（大阪府）
- 環境エネルギー政策研究所 活動報告書（特定非営利活動法人環境エネルギー政策研究所）

3. 意見交換

○環境局 説明資料

国と都の政策目標

【ZEVの普及目標】 ※ZEV (Zero Emission Vehicle) = BEV、PHEV、FCV

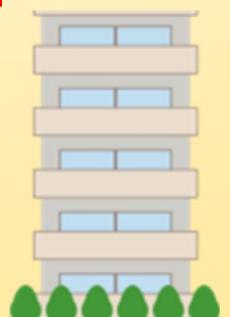
国 2035年までに乗用車新車販売で**電動車100%**

東京都 2030年までに乗用車新車販売**100%非ガソリン化**、
うち、都内乗用新車販売台数に占めるZEV割合**50%**

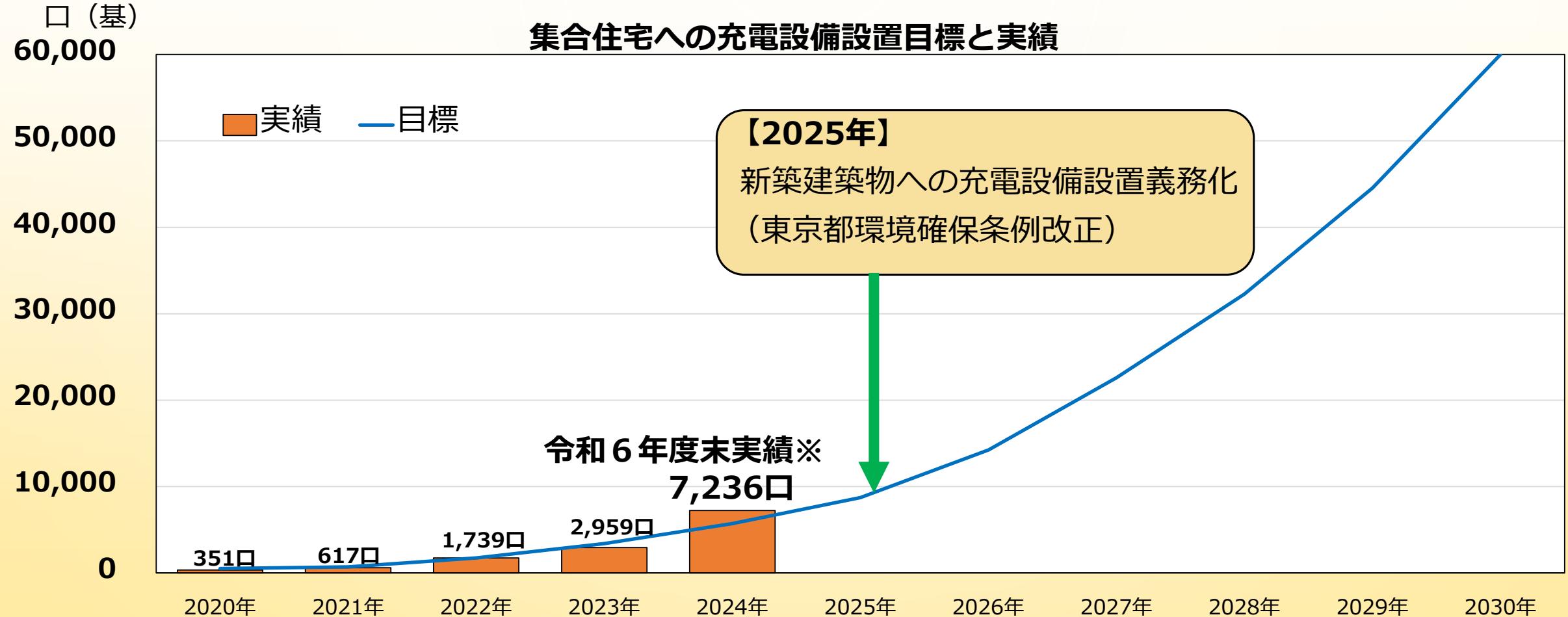
【充電設備の普及目標】

国 2030年までに**充電インフラ30万口**(公共用急速充電設備3万口含む)
を整備。うち、**集合住宅**や月極駐車場等で**10~20万口**

東京都 都内集合住宅にZEV充電設備を2030年までに**6万口**、
2035年までに**12万口**設置



集合住宅への充電設備設置状況

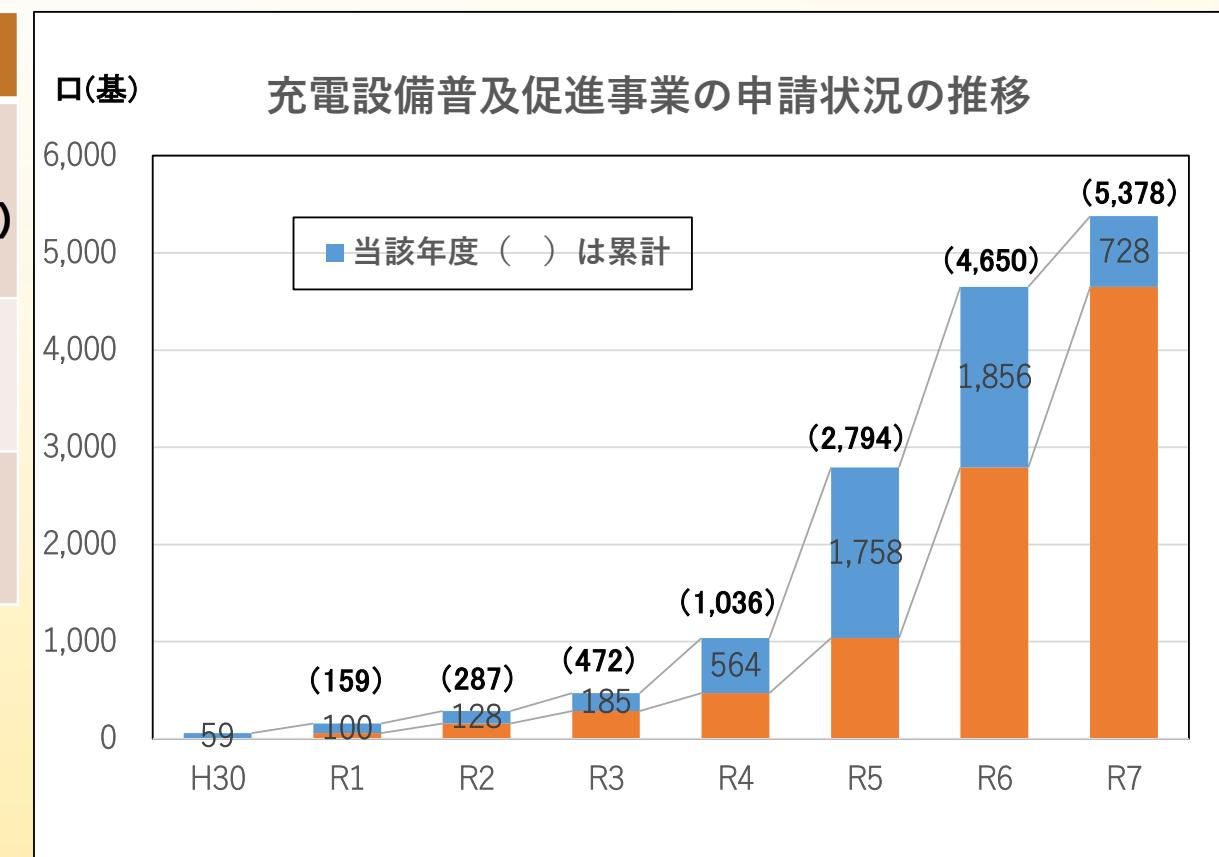


※各年度実績については、充電設備普及促進事業の交付件数、都営住宅・JKKの設置実績、建築物環境計画書、充電サービス事業者へのヒアリングを基に集計

集合住宅への補助実績

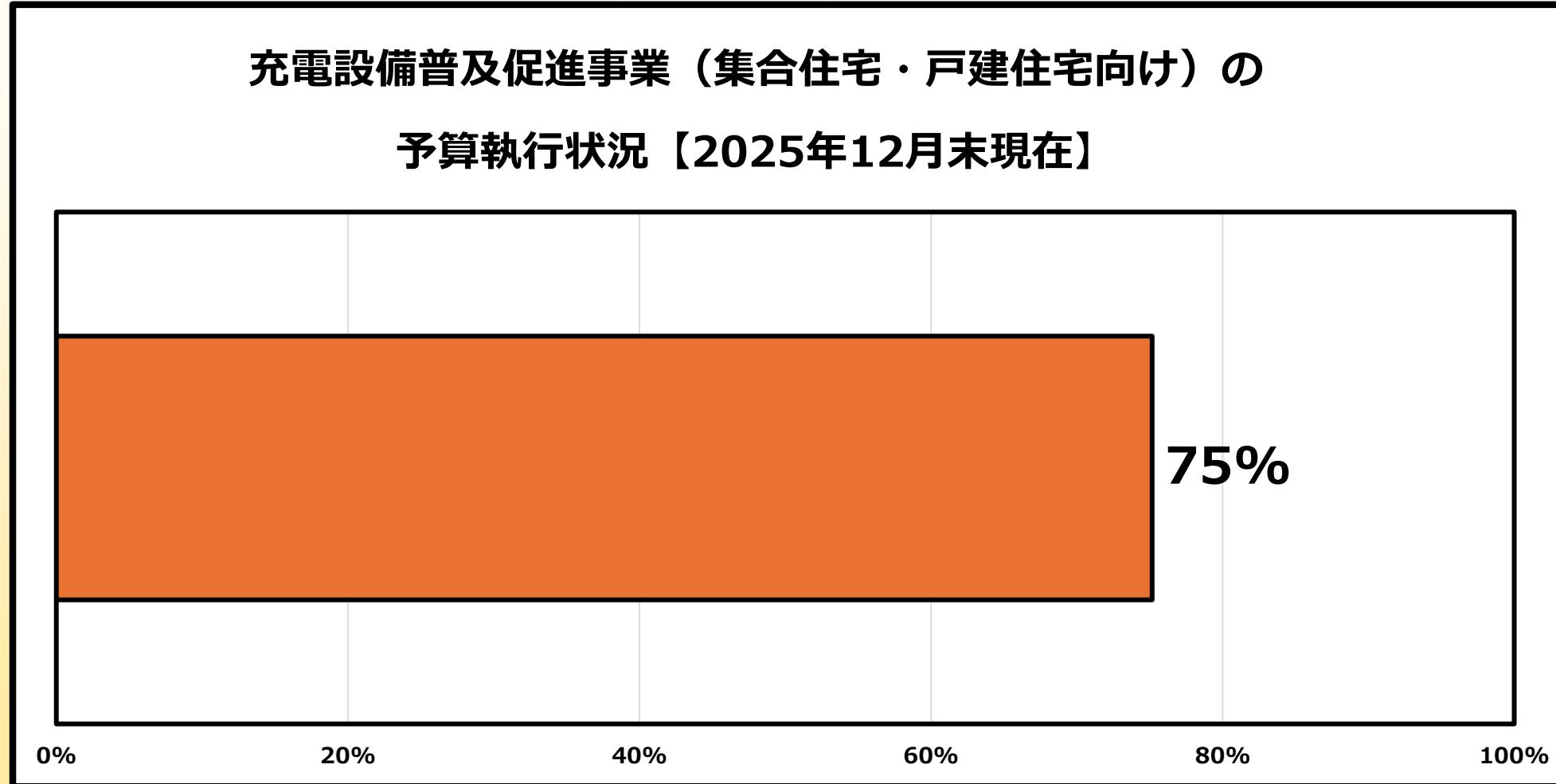
充電設備普及促進事業の申請状況

	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R6	R7
申請口数 (基数) 実績 (累計)	59	100 (159)	128 (287)	185 (472)	564 (1,036)	1,758 (2,794)	1,856 (4,650)	728 (5,378)
内訳	普通 充電 設備	59	97	128	181	564	1,757	1,851
	急速 充電 設備	0	3	0	4	0	1	727



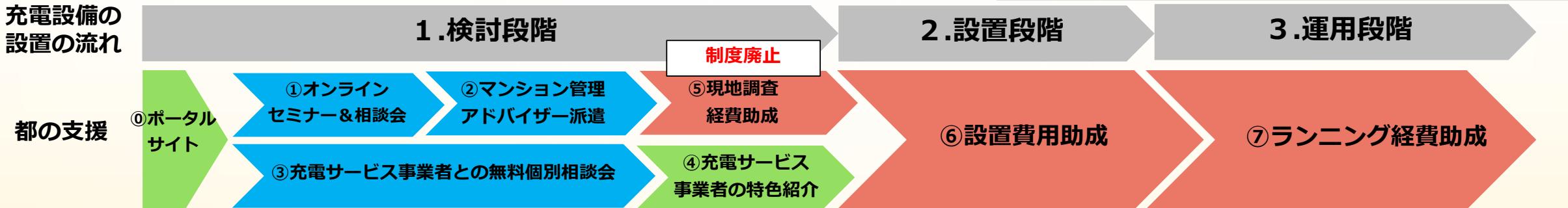
充電設備普及促進事業の予算執行状況

充電設備普及促進事業（集合住宅・戸建住宅向け）の 予算執行状況【2025年12月末現在】



※令和5年度から令和7年度の出えん額に対する比率

東京都の支援策一覧



1. 検討段階

①ポータルサイト【東京都マンションEV充電器情報ポータル】

マンションへの充電設備の設置に関する総合情報提供サイトです。セミナーや相談会等、タイムリーな情報を提供します。

②オンラインセミナー&相談会

充電設備の選定から意思決定、設置までを分かり易く解説するセミナーと専門家に直接質問できる相談会を行います。

(参加費無料 次回第4回は2026年2月12日(木)開催予定)

③マンション管理アドバイザー派遣

マンション管理に精通する専門家が現地を訪問し、充電設備の設置に係るアドバイスを行います。(無料/随時受付中)

④充電サービス事業者の特色紹介

充電サービス事業者から提供するサービスのプレゼンと充電サービス事業者との個別相談会を行います。(参加費無料)

④充電サービス事業者の特色紹介

東京都では、マンション向けの充電サービスの普及を後押ししています。ポータルサイトで充電サービス事業者を紹介しています。

⑤現地調査経費補助

制度廃止

事業期間終了に伴い、令和8年度より制度廃止予定

2. 設置段階

⑥充電設備普及促進事業

充電設備購入費用と設置工事費用を助成します。国と都の補助金を併用することで、ほとんど費用負担なく設置できる場合もあります。

3. 運用段階

⑦ランニング経費補助

新規引込の充電設備設置後の電気料金(基本料金)を助成します。

(最大18万円/年(低圧)、最大334万円/年(高圧) 3年間)

ポータルサイト【東京都マンションEV充電器情報ポータル】のコンテンツ追加

ポータルサイトへマンション管理アドバイザー派遣取材記事を掲載

目的から探す

- 補助金
- 各種相談
- 充電サービス事業者
- 情報収集

お知らせ

NEW 令和8年1月8日 【第7回】充電サービス事業者と管理組合との個別相談会開催のお知らせ

令和7年12月3日 【R7年度第3回】充電設備導入のためのハイブリッドセミナー開催

令和7年11月28日 第6回個別相談会の参加充電サービス事業者を公開しました

令和7年11月26日 システムメンテナンスのお知らせ

令和7年11月7日 【第6回】充電サービス事業者と管理組合との個別相談会開催のお知らせ

令和7年10月22日 【R7年度第2回】充電設備導入のためのオンラインセミナー開催

令和7年10月17日 システムメンテナンスのお知らせ

令和7年9月29日 システムメンテナンスのお知らせ

令和7年5月5日 【R7年度第1回】充電設備導入のためのオンラインセミナー開催

過去のお知らせ一覧

ポータルサイトのトップページに取材記事のメニュー追加

マンション管理アドバイザー無料派遣制度

概要

マンション管理の専門家を派遣し、EV充電器の設置に関するアドバイスを行います。情報収集から計画立案、合意形成の方法等、幅広く対応可能です。無料で何度もご利用いただけます。

東京都の事業ですので、強引な勧誘・営業はございません。

相談できる内容

- 補助金の内容
- 充電器の種類や設置工事の内容
- 設置にかかる住民の合意形成手続き
- 運用開始までの具体的なスケジュール
- 料金の徴収方法
- 消防法等の必要な手続き
- 他の設置事例など

申込方法

こちらよりお申込みいただけます。
※東京都が本制度の実施を委託する株式会社レクシードのページへ遷移します。

派遣の様子

アドバイザー派遣をご依頼いただいたシティバル武蔵野管理組合様にご協力いただきました。

アドバイザー（写真右）の説明を受ける管理組合理事長と副理事長（写真左）

ご説明の後は、充電器の設置に関して、ご不明な点・気になる点等をアドバイザーに自由にご相談いただけます。

今回ご依頼いただいたマンションでは、今後大規模修繕が予定されており、大規模修繕後を目指して充電器設置に向けて今後の手順及びスケジュールについて、アドバイザーから助言がありました。

また、今回設置を検討されている駐車区画には点検口があり、充電器を設置するうえで支障を来すのではないかという懸念がありました。アドバイザーによれば問題なく充電器が設置可能であるとのことでした。

このように、個々のマンションの状況に応じた具体的なアドバイスをアドバイザーがご提供いたします。

1区画だけへの設置をご検討されている場合でもアドバイザー派遣をご利用いただけます。気になる点があれば度でも無料でご利用いただけます。設置をご検討中の方は是非ご活用ください！

今回アドバイザー派遣をご依頼いただいた管理組合の方にお話を伺いました。

Q. 現在マンションの駐車場にはEVが何台ありますか。
A. 0台です。

Q. 今回アドバイザー派遣をご依頼いただいたきっかけは何かございますか。
A. 前々期の役員の方からの提案です。

Q. 東京都の充電器設置に対する補助制度についてご存知でしたか。
A. 知っていました。

Q. 本日のアドバイザー派遣はいかがでしたか。
A. 充電器設置までの全体的なスケジュールについて話してくれたのが良かった。これからのが段取り・手順に対する助言が参考になった。

マンション管理組合とアドバイザーの相談内容を紹介

マンション管理アドバイザー派遣取材記事をご覧いただきたい方はポータルサイトへ →
(充電設備設置だけでなく、EV購入検討の方にもご紹介ください！)



充電サービス事業者との無料個別相談会での取組

庁有車（EV）を用いたデモンストレーションを実施（令和8年2月1日（日）実施）



EV電源を活用し、電化製品を使用



EV電源によりお湯を沸かし、非常食を調理
災害時の利便性をアピール

本協議会ご参加の皆様からも、新しい取り組みのご提案をお待ちしております

R8年度の支援策

助成対象設備等	設備購入費	設置工事費		上乗せ補助等
超急速充電設備 (出力90kW以上)	全額 (機種ごとの 上限あり)		上限1,600万円	蓄電池付充電設備 上限+335万円/基
急速充電設備 (出力10kW以上)			上限6万円/kW or 上限309万円/基 (いずれか低い方)	通信機能付充電設備 上限+10万円/基
普通充電設備 V2H充放電設備 充電用コンセントスタンド	半額 (機種ごとの 上限あり)	上限135万円 (1基目) 上限68万円 (2基目以降)		機械式駐車場へ設置する場合 上限171万円/基 (1基目) 上限86万円/基 (2基目以降)
充電用コンセント		上限95万円 (1基目) 上限48万円 (2基目以降)		通信機能付充電設備 上限+3万円/基
将来の充電設備設置 のための先行工事	-		機械式駐車場以外：上限7万円/区画 機械式駐車場：上限30万円/区画	-
遠隔制御用 エネルギー管理設備			上限30万円	-
充電設備設置に併せた 機械式駐車場の改修工事 (EV対応への更新)	-		上限140万円/パレット	

※合計出力50kW以上の充電設備を導入する場合、受変電設備改修費（機器購入費・設置工事費）を上限435万円まで補助
 ※ランニング経費助成は前年度と同様（低圧：18万円/年、高圧：334万円/年を上限額に最大3年間助成）

東京都の支援策一覧



⑤【現地調査経費助成】

(マンション充電設備普及促進事業)

- 事業期間終了に伴い、令和8年度より制度廃止予定

⑦【ランニング経費助成】

(マンション充電設備普及促進事業)

補助概要	充電設備設置のために、 <u>新たに別途電気の引込工事</u> を行うマンションに対して、新たに契約した電気料金（基本料金）を助成
申請対象	マンション管理組合、賃貸住宅オーナー又は本事業の実施事業者として登録している <u>充電サービス事業者</u> （特別措置等に係る電気料金の契約者）
申請要件	充電設備を駐車場区画数に応じて設置すること 例：駐車場区画数10～45区画の場合、駐車区画数の20%以上
対象経費	特別措置等に係る電気料金のうち基本料金
助成金額	18万円/年（低圧）、334万円/（高圧）を上限額に最大3年間助成

○産業労働局 説明資料

産業労働局の取組紹介

□ 充電設備普及促進事業【事業者向け】

都内の事務所・工場・商業施設等において、充電設備の所有者に経費の一部を補助

設備種別	設備購入費※1	設置工事費※1	その他			公共用設備の運営費	【土地の使用に要する経費】 上限 62万円/基 (設置後8年間まで)
超急速充電設備 (出力90kW以上)	補助率:全額 (機種ごとの上限あり) 【蓄電池付き充電設備の場合】 上記金額+335万円	上限 8万円/kW 【公道へ設置する場合】 上限 上記金額+900万円 【大規模事業所へ設置する場合】 上限 上記金額+150万円	【通信機能付き充電設備の上乗せ】 10万円/基	【既設充電設備の撤去費】 補助率:半額 (上限 100万円/基)	【受変電設備改修費】 上限 435万円 【遠隔制御用エネルギー・マネジメント設備導入費】 上限 30万円	【保守費等】 上限 40万円/基 (設置後3年間まで) 【電気基本料金】※3 上限 334万円/基	
急速充電設備 (出力10kW以上)		上限 6.2万円/kW 【公道へ設置する場合】 上限 上記金額+900万円 【大規模事業所へ設置する場合】 上限 上記金額+150万円		【既設充電設備の撤去費】 補助率:半額 (上限 75万円/基)	【先行配管工事】 上限 7万円/区画 (機械式駐車場へ設置する場合) 上限 30万円/区画	【保守費等】 上限 40万円/基 (設置後3年間まで) 【電気基本料金】※3 上限 66万円/基	
普通充電設備 V2H充電設備 充電用コンセントスタンド	補助率:半額 (機種ごとの上限あり)	上限 135万円※2 【機械式駐車場へ設置する場合】 上限 171万円※2	【通信機能付き充電設備の上乗せ】 3万円/基	【既設充電設備の撤去費】 補助率:半額 (上限 25万円/基)	【機械式駐車場パレット更新費】 上限 140万円/区画		
充電用コンセント		上限 95万円※2 【機械式駐車場へ設置する場合】 上限 171万円※2					
V2B充放電設備	3基以上 補助率:全額 (上限 250万円/基)※2	3基以上 補助率:全額 (上限 125万円/基)※2		【エネルギー・マネジメント設備導入費】※2 3基以上 補助率:全額(上限 30万円/基)			

マンション充電設備普及促進に向けた連携協議会（第8回）

産業労働局の取組紹介

□ 公道設置の急速充電器

都内 5か所で運用中

【令和4年度から令和6年度設置分】



芝公園付近

代官山駅付近



信濃町駅付近

東京駅丸の内南口付近



増上寺裏

□ ZEV車両購入補助【事業者向け】

ZEV車両購入費用の一部を助成

	自動車メーカー別補助額※1	再エネ・充放電設備導入等上乗せ補助額		
		V2H・V2Bまたは公共用充電器導入※2	再エネ100%電力契約※3	太陽光発電設備導入※3
EV	最大60万円	最大 +10万円	+15万円	+30万円
				+15万円

※1 メーカーの取組（GX実現に向けた取組、ZEV乗用車等の販売実績やランナップ数、車両の給電機能の有無）により補助額を設定

※2 V2H・V2Bまたは公共用急速充電器導入の場合10万円、公共用普通充電器導入の場合5万円

※3 いずれか一方のみが上乗せ

*高額車両（税抜840万円以上）は、基本・上乗せ補助合計額に0.8を乗じた額を補助

カーシェア・レンタカー用	自動車メーカー別補助額※1	充放電設備導入等上乗せ補助額	
		V2H・V2Bまたは公共用充電器導入※2	
EV・PHEV	最大90万円		最大 +10万円
EVバイク	同種同格のガソリン車両との価格差からCEV補助を除いた額 + 5万円（上限53万円）		
		補助額	
EVバイク	同種同格のガソリン車両との価格差からCEV補助を除いた額（上限48万円）		

□ 業務用ZEV大規模一括導入促進事業【事業者向け】 <令和8年度（実施予定）>

ZEVを一括導入する事業者に対して、事前相談や導入計画策定から車両・設備導入までをシームレスに支援

○住宅政策本部 説明資料

令和8年度の省エネ・再エネ住宅関連補助金等

拡充 東京とどまるマンション

事業概要

- 災害時でも自宅での生活を継続しやすいマンションを「東京とどまるマンション」として登録・公表
 - 登録要件 耐震基準を満たしていること（前提）
 - ハード対策：非常用電源の設置
 - ソフト対策：防災マニュアル等を整備
- 登録済マンションに対し、在宅避難の実効性を高める支援を更に充実させ、ソフト・ハード対策を共に推進



助成の内容

区分	支援対象	
ソフト面	防災備蓄資器材（防災キャビネット、簡易トイレ等）補助	拡充
	非常用電源設置（蓄電池、発電機）補助	拡充
	非常用電源確保に係る浸水対策（止水板の設置等）補助	拡充
	既存給排水管点検調査専門家派遣	継続
ハード面	エレベーター閉じ込め防止対策（リスタート機能等）補助	拡充
	マンホールトイレ整備補助	継続
	太陽光発電設備・V2X（自動車用充放電設備）設置補助	継続
	防災備蓄倉庫の設計・改修費補助	拡充

ソフト面への 支援イメージ

- ▼ 防災備蓄資器材
〔エレベーター用
防災キャビネット〕



ハード面への 支援イメージ

- ▼ 蓄電池とV2X



既存分譲マンションへのEV充電設備設置に関するマニュアル

「既存分譲マンションへの電気自動車（EV）

・プラグインハイブリッド車（PHEV）充電設備導入マニュアル」

2022年8月 (一社) マンション計画修繕施工協会

【目次】 1. 既存マンション電動車用充電設備導入の必要性

2. 充電設備の種類と選択

3. 充電設備の設置・運用に関する費用負担の考え方

4. 充電設備の利用方法

5. 充電設備の設置工事と費用

6. 機械式駐車場への充電設備の設置

7. 充電設備に関する合意形成

8. まとめ

分譲マンションでの導入には
合意形成等が必要

関係する法や規約等が改正され、設置がより容易かつ円滑に

（参考）規制改革実施計画（令和5年（2023年）6月16日閣議決定）

（1）カーボンニュートラルに向けたEV普及のための充電器の整備に向けた見直し

事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
既設の集合住宅へのEV用充電器の設置の容易化	既設の集合住宅へのEV用充電器の設置の容易化を図るため、管理組合の合意形成の円滑化に資する具体的な方策として、標準管理規約コメントにおけるEV用充電設備の設置に係る記載の充実化等について、法務省、国土交通省及び経済産業省の連携の下、検討し、必要な措置を講ずる。	令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	法務省 国土交通省 経済産業省

国土交通省 標準管理規約の見直し及び管理計画認定制度のあり方に関するワーキンググループ
第1回（R5.10.30）資料7より抜粋
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001706964.pdf>

マンション標準管理規約(コメント)の改正 (EV用充電器関連 令和6年6月改正、同日施行)

(駐車場の使用) 第15条関係コメント

④ 電気自動車等用充電設備（以下「充電設備」という。）を設置する際には、充電設備の使用上のルールや使用料についても、併せて駐車場使用細則等に定めることが望ましい。

また、設置時には充電設備の設置にかかる費用や、充電設備の運用及び維持費を誰がどの程度負担するかについてあらかじめ総会で決議をしておくことが望ましい。

充電設備に関する使用細則例や費用負担の考え方等については、「既存 の分譲マンションへの電気自動車(EV)・プラグインハイブリッド車(PHEV) 充電設備導入マニュアル」（一般社団法人マンション計画修繕施工協会作成）を参照されたい。

【ポイント】 使用上のルールや費用について明確化

EV充電設備の設置に関し、

- 駐車場使用細則でルール・使用料を定めること
- 設置費用・維持費の負担を総会で事前決議することを推奨



マンション標準管理規約(コメント)の改正 (EV用充電器関連 令和6年6月改正、同日施行)

(総会の会議及び議事) 第47条関係コメント

⑧ このような規定の下で、各工事に必要な総会の決議に関しては、例えば次のように考えられる。ただし、基本的には各工事の具体的な内容に基づく個別の判断によることとなる。

力) 充電設備の設置工事に関し、充電器自体の設置及び配線を通すために必要な配管の設置など、
建物の躯体部分や敷地への加工の程度が小さい工事を行う場合や、敷地へ相当程度の加工を加えることなく受変電設備を変更する場合は、普通決議により実施可能と考えられる。

【ポイント】決議要件を明確化

- 建物や敷地への加工が小規模なEV充電器設置工事
- 敷地への加工の少ない受変電設備の変更
⇒普通決議（過半数の賛成）で実施可能

【参考（第47条関係コメントより）】

- ・ 普通決議（過半数の賛成）で実施可能
防犯化工事、宅配ボックス設置工事、IT化工事（いずれも加工の程度が小さい場合）等
- ・ 特別決議（2/3以上の賛成）で実施可能
バリアフリー化工事、耐震改修工事等



マンション標準管理規約(コメント)の改正 (EV用充電器関連 令和6年6月改正、同日施行)

管理情報提供様式 別添4

管理情報提供様式に記載のある項目例

4 共用部分関係

(2 – 2) 電気自動車等用充電設備付き駐車場

①充電設備付き駐車場区画数及び出力電力

・敷地内台数（内訳：平面自走式台数、機械式台数、出力電力別台数）

・敷地外台数（内訳：平面自走式台数、立体自走式台数、機械式台数、出力電力別台数）

②充電設備付き駐車場使用資格（賃借人の使用可否、規定している規約条項、使用細則条項）

③車種制限（規定している規約条項、使用細則条項、別表名）

④空き区画の有無

⑤空き区画待機者数

⑥空き区画補充方法（抽選、先着順、その他の別）

⑦充電設備付き駐車場の使用料及び充電設備の使用料

【ポイント】マンションの売買時の標準的な情報提供内容に
EV充電設備付き駐車場を追加

「マンション標準管理者事務委託契約書」（令和7年12月改正）にも反映



マンションにおけるEV用充電設備設置にかかる マンション関係法関連の取り扱いについて（情報提供）

住宅政策本部

区分所有法の改正（集会の決議の円滑化関連 令和7年5月改正、令和8年4月施行）

○出席者の多数決による決議

- ▶ 決議に参加しない無関心な区分所有者の存在が円滑な決議を阻害

- 建替え決議など区分所有権の処分を伴う決議を除き、
決議は出席者の多数決によることとする
※ 出席者には議決権行使書や委任状により議決権を行使した者を含む
※ 特別決議においては定足数（過半数）あり

○所在等不明区分所有者の決議の母数からの除外

- ▶ 所在等不明の区分所有者の存在が円滑な
決議を阻害

- 裁判所が認定した所在等不明区分所有者を全ての決議の母数から
除外する制度を創設

所在等不明区分所有者 → 必要な調査を尽くしても氏名等や所在が不明な区分所有者

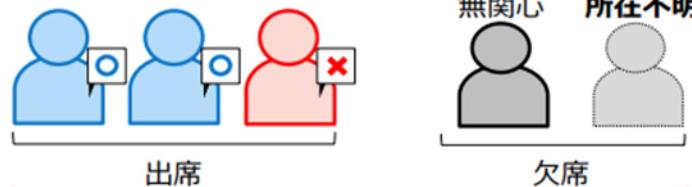
(例) 住民票など通常アクセスし得る公簿上の住所等を調査しても所在が明らかでない場合
区分所有者が死亡しているが、調査をしてもその相続人の存否が不明である場合 等

決議具体例

<例：建物の維持保存の観点から定期的に実施することが予定されている外壁や屋上防水工事等のいわゆる大規模修繕工事を実施するための決議>

現行

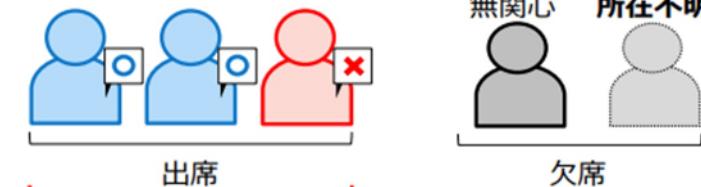
■全区分所有者の多数決による普通決議（過半数）の例



現行法：賛成 2/5で否決

改正後

■出席者の多数決による普通決議（過半数）の例



改正後：賛成 2/3で可決